

建築物省エネ法35・41条技術的審査添付図書等

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

下表の必要な図書等を2部（正副）提出してください。戸建住宅及び住戸については、表の（い）項、（ろ）項に掲げる図書等を、それ以外の部分が有る場合は、（は）項に記載の図書等を添付してください。

図書等の種類		明示すべき事項
(い)	技術的審査依頼書	
	委任状	
	認定申請書	
	設計内容説明書	基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法 エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
	各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能向上設備の位置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能向上設備の位置
	断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	性能の証明となる資料	使用している材料、機器等の性能の証明となる資料

図書等の種類			明示すべき事項
(ろ)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

図書等の種類		明示すべき事項
(は) 機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機 昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	縮尺 空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺 照明設備の位置
	給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置
	昇降機	縮尺 位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺 位置
	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
制御図	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法
	入力シート・集計表・算出根拠等	* 必要に応じて入力シート、集計表、算出根拠等

※その他必要な場合添付をお願いします。

住宅型式性能認定書の写し、型式住宅部分等製造者認証書の写し、特別評価方法認定書の写し、
 住宅型式性能確認書の写し等
 ※その他 図書に記載すべき事項を全て他の図書に明示した場合や、評価手法などに応じ添付することが不要と判断される図書等は、申請に添付することは要しません。